

債券内容説明書

令和8年6月5日現在

第74回

独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)

証券情報の部



WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

独立行政法人福祉医療機構



1. 本債券内容説明書「証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第74回独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）（以下「機構法」という。）第17条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人福祉医療機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された債券内容説明書「発行者情報の部 令和6年度決算」（以下「説明書発行者情報の部」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。説明書発行者情報の部には、当機構の経理状況、その他事業の内容に関する重要な事項を令和7年12月1日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、説明書発行者情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」という。）第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。

本説明書証券情報の部及び説明書発行者情報の部は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業内容について既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、当機構の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定されている監査証明は受けておりませんが、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」という。）第39条により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることになっております。

なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧ください。
5. 当機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成15年厚生労働省令第148号）、その他の当機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、独立行政法人福祉医療機構業務方法書及び独立行政法人福祉医療機構会計規程に準拠して作成されます。

また、当機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条により、当機構の成立の時に解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階

電話番号 03(3438)0212

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

目 次

第一部 証券情報	1
募集要項	2
1. 新規発行債券	2
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託.....	5
3. 本債券の発行により調達する資金の用途.....	6
第二部 参照情報	7
1. 参照書類	8
2. 参照書類の補完情報	8
3. 参照書類を縦覧に供している場所.....	28

第一部 証券情報

募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第74回 独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)	債券の総額	金10,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和8年6月5日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年2.859パーセント	払込期日	令和8年6月19日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和18年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和8年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2)令和8年6月20日の分につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和18年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を令和8年6月5日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>2. 募集の受託会社 (1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和8年6月5日付第74回独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1)当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2)当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3)当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4)法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法 (1)当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1)当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	百万円 4,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,000	
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000 円	36,097,000 円	9,963,903,000 円

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額 9,963,903,000 円は、機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に定める福祉貸付事業、第 2 号及び第 3 号に定める医療貸付事業の貸付原資に令和 8 年 6 月下旬以降順次、充当する予定です。

当機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則 2021（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づくソーシャルボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）により、ソーシャルボンドを発行します。本フレームワークについては、ソーシャルボンド原則に適合する旨、独立した第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から、セカンドオピニオンを取得しています。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：株式会社格付投資情報センター）

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/socialfinance/index.html>

ソーシャルボンド・フレームワークの概要

1. 資金の用途	当機構がソーシャルボンドで調達した資金は、福祉医療貸付事業（= ソーシャルプロジェクト）に充当され、我が国が抱える社会的課題の解決に貢献します。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	業務運営に関する中期目標は厚生労働大臣から示され、これを達成するための中期計画及び年度計画について、厚生労働大臣の認可及び届出により決定します。なお、貸付先については、厚生労働大臣が認可する業務方法書等に基づき、判断しています。
3. 調達資金の管理	独立行政法人福祉医療機構会計規程第 4 条及び第 5 条に基づく区分経理により、ソーシャルボンドにより調達された資金は、福祉医療貸付事業に充当し区分管理します。福祉医療貸付事業は「一般勘定」として他の勘定と経理区分した上、帳簿上での管理を行い「一般勘定」における他の事業と区分します。また、年に 1 度、ソーシャルボンドの発行残高の総額が直近期末の福祉医療貸付事業における貸付金残高を上回っていないことを確認します。
4. レポーティング	ソーシャルボンドの調達資金の充当状況及びインパクト状況（適格ソーシャルプロジェクトにより実現した社会的な効果等。）については、当機構の事業報告書、業務統計またはウェブサイトにて年に一回公表する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

債券内容説明書「発行者情報の部 令和6年度決算」（令和7年12月1日現在）

2. 参照書類の補完情報

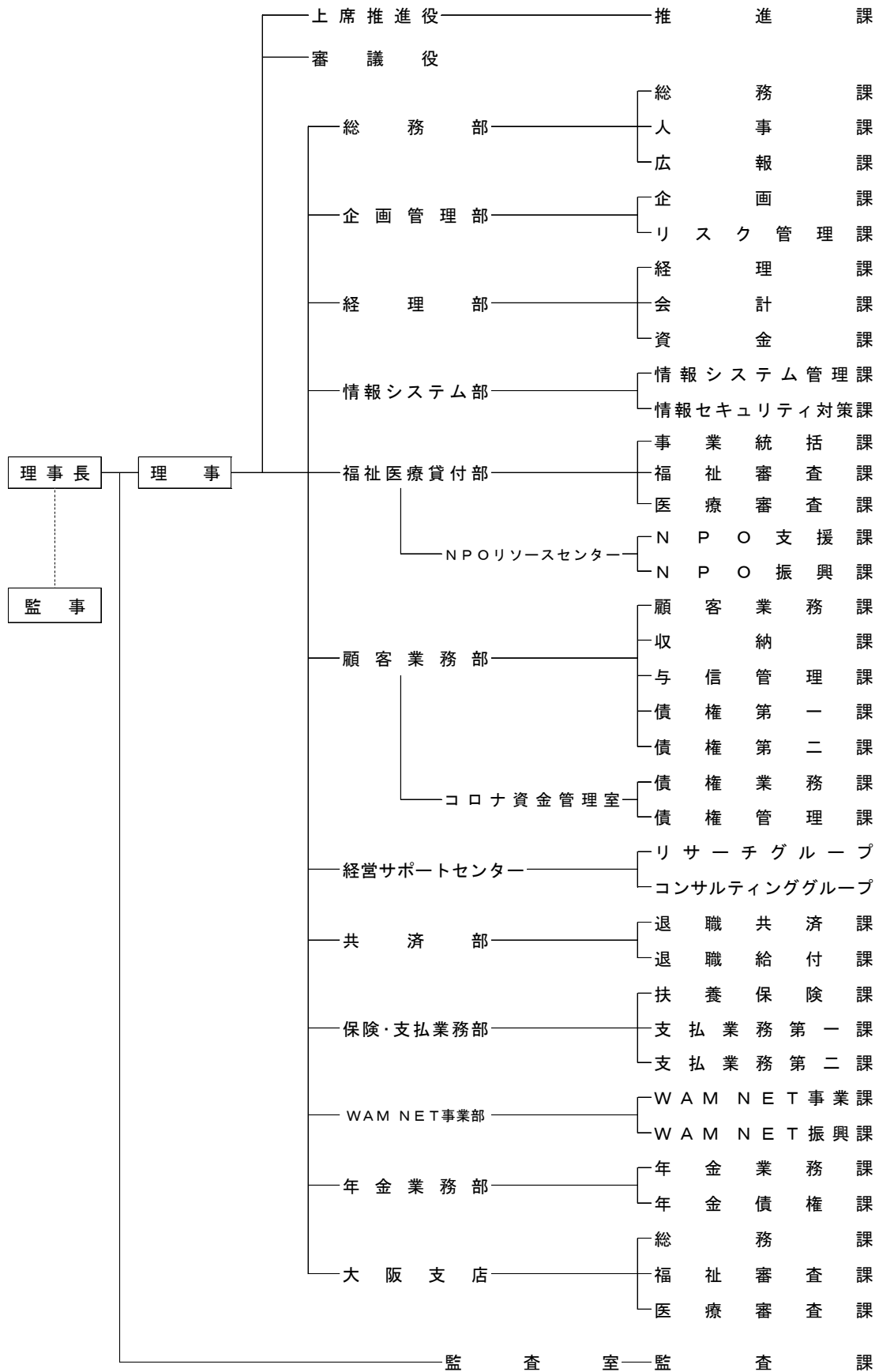
(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日（令和7年12月1日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（令和8年6月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日（令和8年6月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 組織変更について

当機構の組織体制の一部を令和8年4月1日付にて変更いたしました。

独立行政法人福祉医療機構の組織（令和8年4月1日）



(3) 年度計画の策定について

当機構は、通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（令和 8 年度）

独立行政法人福祉医療機構は、経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域における福祉と医療の向上を目指し、お客さまの目線に立って民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

令和 8 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 27 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 松 縄 正

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することに努める。

さらに、新型コロナウイルス対応支援資金や物価高騰対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

○福祉貸付事業

区 分	令和 8 事業年度
貸 付 契 約 額	122,700,000千円
資 金 交 付 額	141,600,000千円

○医療貸付事業

区 分	令和 8 事業年度
貸 付 契 約 額	238,000,000千円
資 金 交 付 額	234,400,000千円

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、感染症対策に係る施設整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備、資本金劣後ローンを活用した経営改善に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。

(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断

を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。

また、協調融資制度の普及を図るため、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。

- (4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。

- (5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金や物価高騰対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。

また、災害等により事業の継続に支障をきたした貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。

- (6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。

- ①貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。
- ②今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。

- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

- (8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を14回以上実施する。
- ②民間金融機関との勉強会・意見交換会を11回以上実施する。
- ③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを220件以上実施する。
- ④フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を72貸付先以上に実施する。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業については、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、福祉・医療事業者の課題解決につながるテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。セミナーの開催方法は、福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応する。

- (2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、公表する。

また、特別養護老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向

調査を実施し、公表する。

- (3) 経営診断については、コロナ感染症・物価高騰等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。

加えて、厚生労働省が令和7年度補正予算事業として実施する「介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」における経営支援にも取り組み、国の施策動向を踏まえた経営支援の充実を図る。

- (4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①セミナーについては、セミナーテーマ数を10テーマ以上とする。
- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を117回以上とする。
- ③経営診断については、342件以上の診断を実施する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や連携・ネットワーク化を図る活動、地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

- (2) 助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。

- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。

- (4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言を行う。

また、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページや研修等で広く周知する。

- (5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。
- ②ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を23団体以上とする。
- ③助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を50%以上とする。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	令和8事業年度
4月1日現在の被共済職員数	877,282人
退職手当金支給者数	86,410人
退職手当金支給額	143,945,990千円
単 位 掛 金 額	49,500円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえICTの活用を進めるとともに、退職手当共済システムの活用について周知する。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ①退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。
 - ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を45%以上とする。
 - ③退職手当共済制度の新規広報先数を20件以上とする。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	令和8事業年度
新 規 加 入 者 数	1,093人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,345人
保 険 対 象 加 入 者 数	49,357人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	58,996人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,874,500千円
年 金 給 付 保 険 金 額	14,414,280千円

(1) 財政状況の検証

令和7年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。

(2) 扶養保険資金の運用

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）

を定め、これに基づき管理を行う。

また、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式を原則とした分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握した上で必要な措置を講ずるとともに、運用環境・運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直す。

(参考) 基本ポートフォリオ及び乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	76.5%	±8%
国内株式	5.0%	±2%
外国債券	8.5%	±2%
外国株式	10.0%	±5%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。

加えて、生命保険契約における運用実績等の検証に当たっては、令和7年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施及び制度周知

国及び地方公共団体と連携して事務担当者会議を開催するとともに、留意事項の周知等、きめ細かな対応を行うことにより相互の事務処理を適切に実施する。

また、制度の普及を図るため、国及び地方公共団体等と連携・協力し、障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう制度周知に努める。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・ 障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回以上行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく「医療法人経営情報データベースシステム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。

(2) 国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。

なお、「医療法人経営情報データベースシステム」については、令和8年度以降、医療法に基づく第三者提供制度が開始されることから、厚生労働省からの委託内容に基づき、適切に対応を行う。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(4) WAM NET事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を8件以上実施する。
- ②年間ヒット件数を2億1,000万件以上とする。
- ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を80%以上とする。

7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第4期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進める。

(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。

(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。

また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。

(4) 延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。

(5) 業務の実施に当たっては、災害等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応する。

また、リスク管理債権残高については、不測の事態に伴う債務者の延滞等を除き、前年度末のリスク管理債権残高に対し7.8%程度の削減に努める。

8 年金担保債権管理回収業務

年金担保債権管理回収業務については、全債権の回収が終了しており、業務の終了に向けた適切な措置を講ずる。

なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。

(2) 業務の円滑な終了に向けて、関係機関等の協力を得て適切な措置を講ずる。

9 旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）に基づく補償金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの支援の下、PJMOは情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第5期中期目標期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。

(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。

また、各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、デジタル統括アドバイザー及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保するとともに、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「令和8年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)(注)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。

(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1-1～1-4のとおり

2 収支計画

別表2-1～2-4のとおり

3 資金計画

別表3-1～3-4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

72,500百万円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。

(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。

(3) 年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。

(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。

(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
なし

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし

第7 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善に係る支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第8 その他業務運営に関する重要事項

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。

また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。

(2) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。

さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。

2 内部統制の充実

(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。

また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行う。

(2) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直しとともに、厚生労働省と連携したCSIRT訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。

また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずる。

(2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能

の強化のための研修や人事交流を引き続き行う。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
令和8年度予算

別表1-1

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収勘定	年金債権回収	担保管理勘定	旧優生保護法補償金等支払等勘定	ハンセン病患者家族補償金支払等勘定	
収入									
運営費交付金	2,287	740	124						3,151
国庫補助金	916	29,280							30,196
社会福祉振興助成費補助金	608								608
子ども・子育て支援事業費補助金	308								308
給付費補助金		29,280							29,280
利子補給金	2,298								2,298
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	35,182								35,182
経営指導事業収入	22								22
福祉保健医療情報サービス事業収入	4								4
社会福祉振興助成事業収入	12								12
退職手当共済事業収入		114,699							114,699
掛金		77,307							77,307
都道府県補助金		24,184							24,184
退職手当給付費支払資金戻入		13,205							13,205
雑収入		3							3
心身障害者扶養保険事業収入			34,565						34,565
保険料収入			7,611						7,611
保険金			12,475						12,475
特別給付金			65						65
扶養保険資金戻入			14,414						14,414
承継債権管理回収業務収入									
承継債権貸付金利息				3,724					3,724
寄附金収入	280								280
利息収入	13			66			350	9	438
雑収入	14	1	0	1	0	0	0	0	17
計	41,028	144,720	34,689	3,791	0	0	350	9	224,588
支出									
福祉医療貸付事業費	35,685								35,685
支払利息	35,597								35,597
業務委託費	13								13
債券発行諸費	75								75
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費									
支払利息	25								25
社会福祉振興助成事業費	930								930
社会福祉振興助成金	608								608
こどもの未来応援支援金	322								322
退職手当共済事業費		143,979							143,979
退職手当給付金		143,946							143,946
退職手当給付費支払資金繰入		33							33
心身障害者扶養保険事業費			34,565						34,565
支払保険料			7,611						7,611
年金給付保険金			14,414						14,414
弔慰金給付保険金			65						65
扶養保険資金繰入			12,475						12,475
年金担保債権管理回収業務費									
業務委託費						20			20
補償金等支払金							23,654		23,654
補償金支払金								644	644
業務経費	4,439	438	28	662	15		9	8	5,599
福祉医療貸付業務経費	2,017								2,017
経営指導業務経費	310								310
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,053								2,053
社会福祉振興助成業務経費	60								60
退職手当共済業務経費		438							438
心身障害者扶養保険業務経費			28						28
承継債権管理回収業務経費				662					662
年金担保債権管理回収業務経費					15				15
旧優生保護法補償金等支払等業務経費						9			9
ハンセン病患者家族補償金支払等業務経費								8	8
一般管理費	308	33	8	30	7	3		3	394
人件費	2,802	270	88	296	70	43		43	3,612
計	44,190	144,720	34,689	988	111	23,708	699		249,106

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
令和8年度予算

別表1-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
収入						
運営費交付金	657	43	1,108	114	365	2,287
国庫補助金			308	608		916
社会福祉振興助成費補助金				608		608
子ども・子育て支援事業費補助金			308			308
利子補給金	2,298					2,298
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	33,096	511	791		785	35,182
経営指導事業収入		22				22
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				12		12
寄附金収入				280		280
利息収入	13					13
雑収入	6	1	1	0	6	14
計	36,069	577	2,211	1,014	1,156	41,028
支出						
福祉医療貸付事業費	35,685					35,685
支払利息	35,597					35,597
業務委託費	13					13
債券発行諸費	75					75
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費						
支払利息	25					25
社会福祉振興助成事業費				930		930
社会福祉振興助成金				608		608
こどもの未来応援支援金				322		322
業務経費	2,017	310	2,053	60		4,439
福祉医療貸付業務経費	2,017					2,017
経営指導業務経費		310				310
福祉保健医療情報サービス業務経費			2,053			2,053
社会福祉振興助成業務経費				60		60
一般管理費					308	308
人件費	1,462	267	159	66	848	2,802
計	39,189	577	2,211	1,056	1,156	44,190

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
令和8年度予算

別表1-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	740		740
国庫補助金			
給付費補助金		29,280	29,280
退職手当共済事業収入		114,699	114,699
掛金		77,307	77,307
都道府県補助金		24,184	24,184
退職手当給付費支払資金戻入		13,205	13,205
雑収入		3	3
雑収入	1		1
計	741	143,979	144,720
支出			
退職手当共済事業費		143,979	143,979
退職手当給付金		143,946	143,946
退職手当給付費支払資金繰入		33	33
業務経費			
退職手当共済業務経費	438		438
一般管理費	33		33
人件費	270		270
計	741	143,979	144,720

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
令和8年度予算

別表1-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	124		124
心身障害者扶養保険事業収入		34,565	34,565
保険料収入		7,611	7,611
保険金		12,475	12,475
特別給付金		65	65
扶養保険資金戻入		14,414	14,414
雑収入	0		0
計	124	34,565	34,689
支出			
心身障害者扶養保険事業費		34,565	34,565
支払保険料		7,611	7,611
年金給付保険金		14,414	14,414
弔慰金給付保険金		65	65
扶養保険資金繰入		12,475	12,475
業務経費			
心身障害者扶養保険業務経費	28		28
一般管理費	8		8
人件費	88		88
計	124	34,565	34,689

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和8年度収支計画

別表2-1

(単位:百万円)

区 別	金 額								
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収	年金担保債権	旧優生保護法	ハンセン病患者家族補償金	元患者家族補償金	計
費用の部	52,965	144,744	22,216	991	96	23,709	699	245,421	
経常費用	52,965	144,712	22,216	991	96	23,709	699	245,389	
福祉医療貸付業務費	45,388							45,388	
借入金利息	38,700							38,700	
債券利息	1,396							1,396	
債券発行諸費	75							75	
業務委託費	14							14	
福祉医療貸付業務経費	2,005							2,005	
貸倒引当金繰入	3,199							3,199	
経営指導業務費									
経営指導業務経費	307							307	
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,051							2,051	
社会福祉振興助成業務費	989							989	
社会福祉振興助成費	608							608	
こどもの未来応援支援費	322							322	
社会福祉振興助成業務経費	59							59	
退職手当共済業務費		144,382						144,382	
退職手当給付金		143,946						143,946	
退職手当共済業務経費		436						436	
心身障害者扶養保険業務費			22,118					22,118	
支払保険料			7,611					7,611	
給付金			14,480					14,480	
心身障害者扶養保険業務経費			27					27	
承継債権管理回収業務費				651				651	
承継債権管理回収業務経費									
年金担保債権管理回収業務費					34			34	
業務委託費					20			20	
年金担保債権管理回収業務経費					14			14	
旧優生保護法補償金等支払等業務費						23,662		23,662	
補償金等支払金						23,654		23,654	
旧優生保護法補償金等支払等業務経費						9		9	
ハンセン病患者家族補償金支払等業務費							653	653	
補償金支払金							644	644	
ハンセン病患者家族補償金支払等業務経費							8	8	
一般管理費	301	32	8	29	6	3	3	384	
減価償却費	1,137	28	3	16	5	1	1	1,190	
人件費	2,791	269	88	296	51	42	42	3,579	
臨時損失									
退職手当給付費支払資金繰入		33						33	
収益の部	41,973	144,744	24,634	3,745	96	23,709	699	239,601	
運営費交付金収益	1,833	696	109					2,639	
福祉医療貸付事業収入	35,344							35,344	
経営指導事業収入	22							22	
福祉保健医療情報サービス事業収入	4							4	
社会福祉振興助成事業収入	12							12	
退職手当共済事業収入		77,310						77,310	
掛金		77,307						77,307	
雑益		3						3	
心身障害者扶養保険事業収入			21,090					21,090	
受取保険料			7,611					7,611	
保険金			12,540					12,540	
金銭の信託運用益			939					939	
承継債権管理回収業務収入				3,694				3,694	
補助金等収益	3,213	53,464				23,358	690	80,725	
国庫補助金収益	916	29,280						30,196	
都道府県補助金収益		24,184						24,184	
利子補給金収益	2,298							2,298	
その他の政府交付金収益						23,358	690	24,048	
寄附金収益	322							322	
繰延運営費交付金(資産)戻入	620	26	2	0	0			647	
繰延補助金等(資産)戻入	133						1	134	
賞与引当金見返に係る収益	170	16	5					192	
退職給付引当金見返に係る収益	284	27	9					320	
財務収益									
受取利息	13			51		350	9	423	
雑益	3	0	0	0	0	0	0	3	
臨時利益		13,205	3,418					16,623	
退職手当給付費支払資金戻入益		13,205						13,205	
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			3,418					3,418	
前中期目標期間繰越積立金取崩額						96		96	
総利益又は総損失(△)	△ 10,993	-	2,418	2,754	-	-	-	△ 5,821	

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和8年度収支計画

別表2-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
費用の部	47,106	618	3,014	1,057	1,170	52,965
経常費用	47,106	618	3,014	1,057	1,170	52,965
福祉医療貸付業務費	45,388					45,388
借入金利息	38,700					38,700
債券利息	1,396					1,396
債券発行諸費	75					75
業務委託費	14					14
福祉医療貸付業務経費	2,005					2,005
貸倒引当金繰入	3,199					3,199
経営指導業務費						
経営指導業務経費		307				307
福祉保健医療情報サービス業務費						
福祉保健医療情報サービス業務経費			2,051			2,051
社会福祉振興助成業務費				989		989
社会福祉振興助成費				608		608
こどもの未来応援支援費				322		322
社会福祉振興助成業務経費				59		59
一般管理費					301	301
減価償却費	262	45	805	2	24	1,137
人件費	1,456	266	158	66	845	2,791
収益の部	36,280	586	2,890	1,056	1,160	41,973
運営費交付金収益	420		1,082	103	228	1,833
福祉医療貸付事業収入	33,257	511	791		785	35,344
経営指導事業収入		22				22
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				12		12
補助金等収益	2,298		308	608		3,213
国庫補助金収益			308	608		916
利子補給金収益	2,298					2,298
寄附金収益				322		322
繰延運営費交付金(資産)戻入	55	10	546	1	7	620
繰延補助金等(資産)戻入			133			133
賞与引当金見返に係る収益	89	16	10	4	51	170
退職給付引当金見返に係る収益	148	27	16	7	86	284
財務収益						
受取利息	13					13
雑益					3	3
総利益又は総損失(△)	△ 10,826	△ 32	△ 124	△ 1	△ 10	△ 10,993

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和8年度収支計画

別表2-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	766	143,979	144,744
経常費用	766	143,946	144,712
退職手当共済業務費	436	143,946	144,382
退職手当給付金		143,946	143,946
退職手当共済業務経費	436		436
一般管理費	32		32
減価償却費	28		28
人件費	269		269
臨時損失			
退職手当給付費支払資金繰入		33	33
収益の部	766	143,979	144,744
運営費交付金収益	696		696
退職手当共済事業収入		77,310	77,310
掛金		77,307	77,307
雑益		3	3
補助金等収益		53,464	53,464
国庫補助金収益		29,280	29,280
都道府県補助金収益		24,184	24,184
繰延運営費交付金(資産)戻入	26		26
賞与引当金見返に係る収益	16		16
退職給付引当金見返に係る収益	27		27
雑益	0		0
臨時利益			
退職手当給付費支払資金戻入益		13,205	13,205
総利益又は総損失(△)	-	-	-

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和8年度収支計画

別表2-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	126	22,091	22,216
経常費用	126	22,091	22,216
心身障害者扶養保険業務費	27	22,091	22,118
支払保険料		7,611	7,611
給付金		14,480	14,480
心身障害者扶養保険業務経費	27		27
一般管理費	8		8
減価償却費	3		3
人件費	88		88
収益の部	126	24,509	24,634
運営費交付金収益	109		109
心身障害者扶養保険事業収入		21,090	21,090
受取保険料		7,611	7,611
保険金		12,540	12,540
金銭の信託運用益		939	939
繰延運営費交付金(資産)戻入	2		2
賞与引当金見返に係る収益	5		5
退職給付引当金見返に係る収益	9		9
雑益	0		0
臨時利益			
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益		3,418	3,418
総利益又は総損失(△)	-	2,418	2,418

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和8年度資金計画

別表3-1

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収勘定	年金債権回収勘定	担保管理勘定	旧優生保護法補償金等支払等勘定	ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定	
資金支出	812,684	160,297	34,710	22,467	375	67,168	3,311	1,101,012	
業務活動による支出	420,190	144,687	22,215	21,238	126	23,708	699	632,862	
福祉医療貸付事業費	35,710							35,710	
福祉医療貸付金による支出	376,000							376,000	
社会福祉振興助成金による支出	608							608	
こどもの未来応援支援金による支出	322							322	
退職手当共済事業費		143,946						143,946	
心身障害者扶養保険事業費			22,091					22,091	
年金担保債権管理回収業務費					34			34	
補償金等支払金による支出						23,654		23,654	
補償金支払金による支出							644	644	
人件費支出	2,802	270	88	296	70	43	43	3,612	
その他の業務支出	4,747	471	36	704	22	12	12	6,004	
国庫納付金の支払額				20,238				20,238	
投資活動による支出	8,100		12,475	1,000				21,575	
金銭の信託の増加による支出			12,475					12,475	
有価証券の取得による支出	8,100			1,000				9,100	
財務活動による支出	382,192							382,192	
長期借入金の返済による支出	362,192							362,192	
債券の償還による支出	20,000							20,000	
翌年度への繰越金	2,203	15,610	20	229	249	43,459	2,612	64,383	
資金収入	812,684	160,297	34,710	22,467	375	67,168	3,311	1,101,012	
業務活動による収入	434,761	131,516	20,275	22,282	0	350	9	609,194	
福祉医療貸付事業収入	35,182							35,182	
福祉医療貸付回収金による収入	393,733							393,733	
経営指導事業収入	22							22	
福祉保健医療情報サービス事業収入	4							4	
社会福祉振興助成事業収入	12							12	
退職手当共済事業収入		77,310						77,310	
心身障害者扶養保険事業収入			20,151					20,151	
承継債権管理回収業務収入				3,724				3,724	
承継融資業務収入				18,492				18,492	
運営費交付金収入	2,287	740	124					3,151	
補助金等収入	3,213	53,464						56,677	
寄附金収入	280							280	
その他の業務収入	27	1	0	67	0	350	9	455	
投資活動による収入			14,414					14,414	
金銭の信託の減少による収入			14,414					14,414	
財務活動による収入	283,200							283,200	
長期借入れによる収入	263,200							263,200	
債券の発行による収入	20,000							20,000	
前年度よりの繰越金	94,723	28,782	20	185	375	66,817	3,302	194,204	

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和8年度資金計画

別表3-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
資金支出	805,481	577	2,211	1,056	3,359	812,684
業務活動による支出	415,189	577	2,211	1,056	1,156	420,190
福祉医療貸付事業費	35,710					35,710
福祉医療貸付金による支出	376,000					376,000
社会福祉振興助成金による支出				608		608
こどもの未来応援支援金による支出				322		322
人件費支出	1,462	267	159	66	848	2,802
その他の業務支出	2,017	310	2,053	60	308	4,747
投資活動による支出						
有価証券の取得による支出	8,100					8,100
財務活動による支出	382,192					382,192
長期借入金の返済による支出	362,192					362,192
債券の償還による支出	20,000					20,000
翌年度への繰越金					2,203	2,203
資金収入	713,003	577	2,211	1,014	95,879	812,684
業務活動による収入	429,803	577	2,211	1,014	1,156	434,761
福祉医療貸付事業収入	33,096	511	791		785	35,182
福祉医療貸付回収金による収入	393,733					393,733
経営指導事業収入		22				22
福祉保健医療情報サービス事業収入			4			4
社会福祉振興助成事業収入				12		12
運営費交付金収入	657	43	1,108	114	365	2,287
補助金等収入	2,298		308	608		3,213
寄附金収入				280		280
その他の業務収入	19	1	1	0	6	27
財務活動による収入	283,200					283,200
長期借入れによる収入	263,200					263,200
債券の発行による収入	20,000					20,000
前年度よりの繰越金					94,723	94,723

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和8年度資金計画

別表3-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	976	159,321	160,297
業務活動による支出	741	143,946	144,687
退職手当共済事業費		143,946	143,946
人件費支出	270		270
その他の業務支出	471		471
翌年度への繰越金	234	15,375	15,610
資金収入	976	159,321	160,297
業務活動による収入	741	130,774	131,516
退職手当共済事業収入		77,310	77,310
運営費交付金収入	740		740
補助金等収入		53,464	53,464
その他の業務収入	1		1
前年度よりの繰越金	234	28,547	28,782

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和8年度資金計画

別表3-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	144	34,565	34,710
業務活動による支出	124	22,091	22,215
心身障害者扶養保険事業費		22,091	22,091
人件費支出	88		88
その他の業務支出	36		36
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		12,475	12,475
翌年度への繰越金	20		20
資金収入	144	34,565	34,710
業務活動による収入	124	20,151	20,275
心身障害者扶養保険事業収入		20,151	20,151
運営費交付金収入	124		124
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		14,414	14,414
前年度よりの繰越金	20		20

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階)

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>